

愛媛県教育委員会等が行う中学校歴史教科書の  
調査研究等に関する措置請求

(受付日：平成21年5月27日)

1 請求内容(要旨)

A社及びB社の発行する中学歴史教科書に関しては、著作権をめぐって係争中で何れかが発行できなくなる可能性があり、両教科書の採択は、違法な公金支出を招くことになるので、対象から除外する措置を講じること。

両教科書の調査研究を中止させるとともに、これに係る公金支出を差止めること。また、既に支出している場合には、関係職員に補填させること。

なお、個別外部監査契約に基づく監査によることを求める。

2 監査委員の決定

却下

3 決定(却下)の理由

本件請求は、県教委らによって違法・不当な財務会計行為(公金支出)がなされたこと、又はなされることが相当の確実さをもって予測されることをうかがわせる証拠等が示されていない。また、両教科書を採択対象から除外する措置を講じないことが違法・不当であるとする具体的根拠が示されていないなど、違法・不当な財務会計行為(公金支出)に繋がる違法・不当行為の存在を裏付けるものも示されていない。よって、住民監査請求の請求要件を具備しているものとは認められない。

(なお、請求要件を満たしていないため、個別外部監査の対象ともならない。)